

母子・父子家庭を対象とした医療福祉費支給制度（マル福）

●医療福祉費支給制度（マル福）とは

医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

●対象となる方

配偶者のいない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件※を満たしている場合、お母様（お父様）とお子様を対象となります。

- ・18歳未満
- ・20歳未満で、一定の障害の状態にある、または高校等に在学中である

※世帯、健康保険、配偶者の障害状況等により認定を行います。

●新規の申請手続きに必要なもの

- 健康保険証
- 戸籍謄本（離婚日の記載等、配偶者のない旨がわかるものを取得してください。）
 - ※ 配偶者が重度心身障害者である場合、配偶者の障害状況が分かるもの（身体障害者手帳等）ご本人様・_____様の個人番号カードまたは通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し（別添【個人番号に係る必要書類】をご確認ください）
- 医療機関の領収書（原本）
- 口座のわかる通帳またはカード
- 所得と扶養人数のわかる課税証明等（源泉徴収票は不可）

☆令和_____年1月1日時点で住民登録があった市町村で_____様の令和_____年度（令和年中の内容）の課税証明書等（所得と扶養人数のわかる証明書）を取得してください。

- 同意書（マイナンバーの情報連携により他市町村へ所得照会を行うための同意書です。所得確認が必要な方全員がそれぞれご自身でご署名ください。）

※転入等により所得が確認できない場合、課税証明書等が必要となる場合がございます。

※手続は8:30～12:00、13:00～17:00（土日・祝日を除く）にご来庁くださいますようお願いいたします。

●所得制限

お母様（お父様）とお子様の所得をもとに判定を行います。制限額は表の通りです。また、同一世帯内で生計を維持する方（扶養義務者）も判定対象者となり、制限額は10,000千円です。

合計扶養親族数		うち、老人扶養親族数 (特定扶養親族数)		
		1人	2人	3人
0人	3,016千円			
1人	3,396千円	3,496千円 (3,646千円)		
2人	3,776千円	3,876千円 (4,026千円)	3,976千円 (4,276千円)	
3人	4,156千円	4,256千円 (4,406千円)	4,356千円 (4,656千円)	4,456千円 (4,906千円)

※扶養親族等1人につき、38万円を加算します。さらに、所得税法に規定する老人扶養親族については1人につき10万円、特定扶養親族については1人につき25万円を加算します。

※所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

●使用方法

茨城県内の医療機関等を受診する場合、保険証と一緒に窓口に提示してください。表の自己負担で受診することができます（保険適用分についてののみ）。

外来自己負担金	入院自己負担金	調剤薬局	入院時の食事等自費分
1 医療機関 1回 600円 月2回 1,200円 が限度	1 医療機関 1日 300円 月10日 3,000円 が限度	自己負担なし	自己負担

●県外の医療機関等を受診したとき

マル福は茨城県の制度ですので、県外の医療機関で使用することができません。その場合、保険証の負担割合でお支払いいただき、後日役場で手続きをしていただくことになります。受給者証、印鑑、領収書（原本をお預かりいたします。）、口座のわかる通帳またはカードをお持ちください。
また、何らかの事情により受給者証を提示できず、通常のお支払いをした場合も同様です。

●有効期間と更新について

有効期間は1年で、毎年7月1日（または申請日）から翌年6月30日までです。次回更新時からは、所得制限内の場合、有効期間終了日の3～4日前までに新しい受給者証を郵送いたします。ただし、所得制限額以上の場合は、非該当通知を郵送いたします。

また、転入等により所得を確認できない場合は、課税証明等の取得をお願いする通知を郵送いたしますので、必要書類をご持参のうえ、窓口交付となります。

※ただし、お子様が18歳を迎えたとき（兄弟の場合は末のお子様が18歳を迎えたとき）は、18歳到達後最初の3月31日で母子（父子）ともに対象期間終了です。

●受給者証の記載内容に変更があったとき

受給者証に記載された住所、氏名、保険証の内容等について変更がある場合は、変更手続きが必要です。旧受給者証、保険証をお持ちのうえ、手続きをお願いいたします。

●受給者証をなくしてしまったとき

受給者証を紛失したときは、保険証をお持ちのうえ申請ください。即日交付が可能です。

●その他

世帯の状況、児童扶養手当や遺族基礎年金の受給状況等の変更によりマル福の条件に反する事由が認められた場合は、その時点から資格喪失となります。変更が生じた際は、速やかに届出をお願いいたします。

☆ジェネリック医薬品の利用を推進しています☆

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間が過ぎた新薬（先発医薬品）と有効性・品質・安全性が同じ成分を使って製造販売されている医薬品です。近年、急激な高齢化や医療費の高度化などによって医療費は増え続けています。子供たちの世代が、将来にわたって安心して医療を受けるために、ジェネリック医薬品の使用にご協力ください。



※その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

茨城町保健福祉部保険課（⑤番窓口）医療年金グループ
TEL 029-292-1111（内線123・124）